

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南あわじ市長 守本 憲弘

市町村名 (市町村コード)	南あわじ市 (28224)	
地域名 (地域内農業集落名)	松帆慶野 (松帆慶野)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年6月27日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域においては、水稻と露地野菜の複合経営が中心である。地域内農地については、ほ場整備事業がほぼ完了しており優良農地であり、放棄田の発生はしていない。一方で農業者の平均年齢は高く、4割の方は後継者がいないことから、10年先では耕作放棄田が拡大するとの懸念がある。

農業者:55人(うち、50歳未満1人)、他地区から入作5人(うち、50歳未満0人)

組 織:農地・水環境保全隊＝慶野環境保全(構成員167人)

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域においては、水稻とたまねぎ、レタス、白菜、キャベツの作付けを行っている。地域の所得向上に向けて、肥料価格が高騰している中、畜産堆肥の有効活用や機械の共同化や畝立同時施肥機などを導入して低コスト化を地域全体で進めていく。

農業従事者については、高齢化が進み、地域内の農地を地区外の農業者が耕作する状況が増えており、農地の集約化が一層難しくなっており、農地の賃貸借のルール作りについても他地域や県内の事例を参考にしながら検討を進めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	49.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	41.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

区域内の農地とする。(区域は添付の図面のとおり)

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域内農地については、原則、地域の担い手が優先的に借受け、効率的な農業経営ができるよう努める。 また、空き農地は極力、隣接で耕作する者が借受けることができるよう努める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
利用権設定されている農地の期間満了後に農地中間管理機構に付け替える。また、地域計画策定後は新規で農地の貸し借りをを行う場合については、農地中間管理機構を活用することとする。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域内の農地については、ほぼ基盤整備が完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
当地域では兼業農家が約半数を占めており、今後も地域の農地については、地域で守っていくことを基本とするため、兼業農家において円滑な経営継承ができるよう地域一体となって取組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内の野菜収穫等は農業支援サービス事業者等へ委託し、耕作者の労力の軽減を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

農業者が高齢化しており、農作業等の共同化や機械化等を地域で研究し、農作業の省力化を地域で進めていく。

- ③⑩共同化 複数人で自走式草刈機やロボット草刈機等の機械を導入
機械化 ドローンによる散水や消毒など